

## 8月5日に新千歳空港で発生した保安検査すり抜け事案への対応について

航空局は、本年8月5日に新千歳空港で発生した旅客の保安検査すり抜け事案について検証を行い、本日、航空運送事業者及び全国の空港管理者等に対し、再発防止を指示しました。これにより、航空機へ搭乗の際に搭乗手続きの確認を厳格に行い、確認できない場合は搭乗できないこととなります。

本事案は、航空保安上極めて重大な事案であり、これにより11便が欠航し159便に遅延が発生、2万人以上の旅客に影響が出るという事態となりました。

今後確実に再発を防止すべく、本日、航空局から航空運送事業者及び全国の空港管理者等に対し、下記の対策を指示しました。

これらの対策により、今後航空機を利用する際には以下の点に注意する必要があります。

- 搭乗口で、搭乗手続完了が確認できない場合は、航空機に搭乗することはできません。
- また、必要な保安検査を受けていることが確認できない場合も、航空機に搭乗することはできません。
- 保安検査場で、搭乗手続完了が確認できない場合は、保安検査を受けることもできません。
- 不正入場等による損害は、賠償請求の対象となる場合があります。

## 記

## 1. 再発防止策

- (1) 搭乗口の手順の改善【別紙1①】
- (2) 保安検査場の運用改善
  - ① 検査場入口
    - 1) 入場時の搭乗券等の確認手順の改善【別紙1②】
    - 2) 隙間や通路等のスペースへのフェンス・ゲート等の設置【別紙1③】
  - ② 検査場内
    - 検査体制・手順の改善【別紙1②】
- (3) 旅客に対する搭乗手続・保安検査に関する周知・案内の改善【別紙1④、別紙2】
- (4) 事案発生覚知時の初動対応・手順の改善【別紙1⑤】

## 2. 措置すべき時期

- 1. (1)～(4)について、遅くとも本年10月末までに各空港及び航空会社ごとに措置を完了させる

## 3. 航空局の対応

今後、航空局として、措置の実施が徹底されるよう監督・指導してまいります。

## 【問い合わせ先】

国土交通省 航空局 安全部 空港安全・保安対策課 航空保安対策室  
(国土交通省代表)03-5253-8111 内線 48326 または 48172 FAX: 03-5253-1663  
担当: 河内(かわち)、中村(なかむら)